

「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令」について 参照条文

○労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（抄）  
第二十九条 政府は、この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、次の事業を行うことができる。

- 一・二（略）
- 三 業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業
- 2 前項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は、厚生労働省令で定める。
- 3 （略）

○労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）（抄）

（法第二十九条第一項第三号に掲げる事業）

第二十四条 法第二十九条第一項第三号に掲げる事業として、労働時間等設定改善推進助成金、均衡待遇・正社員化推進奨励金及び職場意識改善助成金を支給するものとする。

（労働時間等設定改善推進助成金）

第二十五条 労働時間等設定改善推進助成金は、次の各号のいずれにも該当する中小企業事業主（その資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）を超えない事業主及びその常時雇用する労働者の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人）を超えない事業主をいう。）の団体又はその連合団体（以下この条において「事業主団体等」という。）に対して、その実施する第一号に規定する措置の内容に応じて、支給するものとする。

- 一 その構成事業主の雇用する労働者の労働時間等の設定の改善が図られるよう、当該構成事業主に対し、相談、指導その他の援助の措置を行った事業主団体等であること。
- 二 前号に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している事業主団体等であること。